

電子化された会計帳簿の監査対応

平成13年3月21日

日本公認会計士協会

目 次

電子化された会計帳簿の監査対応	1
背景と本研究報告の体系	1
背景	1
本研究報告の内容	1
視点	2
紙ベースの会計帳簿と電子帳簿の基本的な相違点	2
監査手続実施上の一般的留意点	2
個別の監査手続実施上の留意点とその対応	3
証憑突合	4
帳簿突合	4
計算突合	5
通査	5
比較・比率分析	6
勘定分析	6
一般の監査人とコンピュータ監査専門家との関係	6
一般の監査人が有すべきコンピュータ関連知識	7
補足説明	8
紙と電子媒体の比較	8
電子帳簿システムにおける会社のコントロール機能	8
証憑突合	9
帳簿突合	9
計算突合	9
通査	9
比較・比率分析	10
勘定分析	10
電子帳簿を利用した監査手続の対応方法	10
証憑突合	10
会計記録の正確性	10
会計記録の正当性	11
帳簿突合	11

計算突合.....	13
通査	14
対象の特定	14
データの加工又は監査調書への直接利用による効率性の向上	15
抽出口ジックの繰越によるノウハウの蓄積と抽出条件の硬直化への対応	15
試行錯誤での実施.....	15
取引証跡の活用	16
比較・比率分析	16
勘定分析.....	16
コンピュータ処理による加工と分析.....	16

電子化された会計帳簿の監査対応

背景と本研究報告の体系

背景

1. 電子帳簿保存法の施行により、従来の紙ベースの会計帳簿に代わって、コンピュータのハードディスク等の電子媒体上に記録された会計帳簿を正規のものとするのが可能となり、多くの企業がその申請を行ってきている。会計監査においても、こうした電子化された会計帳簿をオンライン端末機を使用して監査を行うことが多くなり、紙ベースの会計帳簿を利用しない、又は利用できなくなる状況が、今後増大すると考えられる。

会計帳簿等が電子化された企業における監査上の対応に関して、当協会では、これまで以下の と について研究報告を公表しており、本研究報告は、 の「電子化された会計帳簿を利用した監査を実施するに際しての留意事項」を整理したものである。

監査上必要な対応	情報システム委員会研究報告
電子化された会計帳簿を正規の会計帳簿とするための要件	研究報告第18号「電子帳簿保存法対応チェックリスト」
電子化された会計帳簿を作成・利用するシステムの信頼性の評価方法	研究報告第11号「情報システムの内部統制質問書」等
電子化された会計帳簿を利用した監査を実施するに際しての留意事項	本研究報告

なお、以下では、電子化された会計帳簿を「電子帳簿」といい、これを作成し利用するシステムを「電子帳簿システム」という。

本研究報告の内容

2. 会計帳簿を電子化している企業に対しては、電子帳簿システム自体の信頼性や情報システムの内部統制に関する検証手続が必要であり、実務上は、そのための専門的な知識を有したコンピュータ監査専門家の支援を受けて、実施することが多い。

(注1) ここにいうコンピュータ監査専門家とは、監査人の中でコンピュータ関連の検証手続を実施する能力を有する監査人を指す。また、本研究報告では、その他の会計監査のための監査手続を行う監査人を「一般の監査人」という。コンピュータ監査専門家がいない場合や特定のシステムの専門分野にかかわる検証手続を実施する場合に、職業的専門家としてのシステム専門家を外部の補助者として活用する場合がある。この場合は、監査基準委員会報告書第14号(中間報告)「専門家の業務の利用」に従った手続が必要となる。

コンピュータ監査専門家の支援を受けて実施された情報システムを含む内部統制

の有効性の評価を前提にして、一般の監査人は電子帳簿を利用して、取引記録及び財務諸表項目に関して適用される監査手続を実施することとなる。本研究報告では、一般の監査人が電子帳簿を利用した監査手続を実施する際の留意事項を一般的な留意点としてまとめるとともに、個別の監査手続に係わせて整理した。

また、一般の監査人とコンピュータ監査専門家の関係及び一般の監査人に必要とされるコンピュータ関連知識についても整理した。

視点

3. 本研究報告で整理する「電子帳簿を利用した場合の留意点」は、文書的証拠である会計帳簿に対して適用される監査技術を実施するに当たって、従来の紙ベースの会計帳簿を利用した監査手続に対して、電子帳簿を利用した場合の影響とその対応を整理するものである。

電子帳簿を利用した監査手続の実施に当たっては、証憑書類の電子化に関する問題が関係する。ただし、本研究報告では、会計帳簿が電子化された場合の留意点を整理することに重点を置いているために、証憑書類の電子化の影響を受けるような手続については、言及していない。

紙ベースの会計帳簿と電子帳簿の基本的な相違点

4. 従来の紙ベースの会計帳簿と電子帳簿では、媒体の取扱い(取扱いの容易性や専門性)及び媒体に記録された内容(加工の容易性や痕跡)に関して、それぞれ特徴を有しているため、会計帳簿が電子化されることにより、監査手続を効率的・効果的に実施することが可能となるケースがある。

(注2) 監査人が電子化されたデータを監査人のパソコン上や会社のコンピュータシステム上で処理する方法(これを「コンピュータ利用監査技法」という。)を利用するケースが一般的である。コンピュータ利用監査技法の適用に当たって、監査人のパソコン上に会社のデータをダウンロードして利用する場合の手順や事例等については、情報システム委員会研究報告第13号「データ・ダウンロード監査技法」を公表している。

5. その反面、以下のような作業の場合には、紙ベースの会計帳簿の方が優れている。
- (1) 一覧の中から情報のパターンを認識して特徴的な情報を識別し抽出を行う作業
 - (2) 手続として実施した人の作業等をメモやサインのような固有の情報として記録上に残す作業

また、電子帳簿システムが、業務処理のためのシステムとして構築され、必ずしも監査する視点から検証可能性に配慮して構築されるわけではないため、紙ベースの会計帳簿よりも検証しにくくなっているケースもある。

監査手続実施上の一般的留意点

6. 電子帳簿を利用した監査手続を実施するに当たっては、電子帳簿システムにおいて電子帳簿がどのようなコントロールのもとで作成され、備え付けられているのか、電子帳簿の利用に当たってどのような機能が用意されているのかを以下の観点から理解し、効果的・効率的な監査手続の実施及び結果の評価を行うことが必要となる。

一般の監査人が把握すべき内容は、本来会計情報システムが具備すべき要件に照らして捉えることが必要であるため、情報システム委員会研究報告第14号「会計情報システムの一般的具備要件」の一般設計基準の項目に基づいて整理した。

(1) 利便性

会社の電子帳簿システムが備えている支援機能及び各種照会機能として利用可能なもの

(2) 信頼性（正確性、整合性）

会社の電子帳簿システムに組み込まれている会社のコントロール機能及びそれに関連したその他の内部統制手続

(3) 信頼性（網羅性）

電子帳簿システム内の電子帳簿（データベース）の体系又は構造

(4) 適正性（単一性）

電子帳簿ごとにそれを見読可能にする手段とその対象データの違いにより表示内容が違って整合性が確保されていること

(5) 適時性

利用する電子帳簿の確定処理（日次及び月次の締切処理等）のタイミングと利用時点との関係

(6) 正当性

電子帳簿を会社の業務処理上、正規のものとするための手続及び正規の電子帳簿の範囲並びに正規の見読方法

(7) 安全性

電子帳簿システム及び電子帳簿に関するアクセス管理

(8) 立証性（追跡可能性）

検索機能等によりディスプレイ画面上遡及表示されるデータと電子媒体上の会計記録との関係

個別の監査手続実施上の留意点とその対応

7. 会計帳簿を利用して実施する代表的な監査技術としては、「証憑突合」、「帳簿突合」、「計算突合」、「通査」、「比較・比率分析」、「勘定分析」の六つが挙げられる。従来の紙ベースの会計帳簿が電子帳簿となることによって、それぞれを適用した監査手続の実施内容、実施方法、及びその効果が影響を受ける。それらの影響に対して、監査手続を効果的・効率的に実施するために、適切な対応が求められている。

証憑突合

8. 証憑突合を適用した監査手続を紙ベースの会計帳簿を使用して実施する場合は、会計記録の实在性、正確性及び正当性を検証するために、サンプル取引を抽出して、証憑書類との突合や承認手続の証跡をチェックすることによって行われる。

電子帳簿システムの場合、電子帳簿上の会計記録の正確性は、入力チェック機能や取引先マスター等とのマスターチェック機能のようなコンピュータに組み込まれたコントロール機能に依存するケースが多い。また、取引内容の正確性及び正当性の確認も電子的な承認機能によって確保されることが多くなっている。したがって、監査上、会計記録の正確性及び正当性を検証するために、コンピュータに組み込まれたコントロール機能や電子的な承認機能を、コンピュータ監査専門家の支援を受けながら検証することが必要となる。

また、電子帳簿上の会計記録の中で、入力時にチェックして排除されるべき不当な値をもつ会計取引をコンピュータ利用監査技法により抽出し、全般的に検討することも有効である。

電子帳簿上の会計記録の实在性を原始証憑等との照合によって検証するために、電子帳簿からサンプル取引を抽出する場合、会社のシステムで用意された伝票照会画面では、ランダムな抽出ができないケースがあるため、コンピュータ利用監査技法のようなツールが必要となる。コンピュータ利用監査技法を利用して会計記録のサンプル抽出ができる場合は、物理的な制約をあまり受けずに監査期間中のすべての会計取引データを対象としたサンプル抽出が可能となるとともに、取引データを属性別等（取引形態や処理システム別等）に分類した上で、それぞれランダム抽出することができるため、より監査アプローチに忠実な監査手続を実施できる。

帳簿突合

9. 手作業で作成された会計帳簿の場合、会計帳簿間の転記の正否によって会社の実施している会計処理手続の信頼性を検証することが重要であるため、例えば、総勘定元帳と補助元帳上の記録を突合（帳簿突合）する手続が必要である。

コンピュータで作成した会計帳簿や電子帳簿に対して、帳簿突合を実施する場合、これらの会計帳簿の作成ロジック及びプロセスを理解した上で実施の要否を検討することが重要である。例えば、突合の対象となる帳簿が、ERPパッケージのように一つの会計データベースから、帳票の目的に応じて分類や集計の方法を変えて出力している場合は、分類・集計にかかわるプログラムの開発・変更管理手続を、コンピュータ監査専門家の支援を受けながら検証することによって、帳簿突合の手続は省略できる。

また、コンピュータで作成した会計帳簿や電子帳簿の場合は、会計帳簿間の記録の対応関係を残さずに作成することが可能であるため、手作業による帳簿突合の手続が

非常に非効率か不可能となる場合がある。このような場合には、コンピュータ利用監査技法を利用することにより、効率的・効果的に帳簿突合を実施することが可能となる。

計算突合

10. 会計帳簿をコンピュータ処理によって作成する場合、手作業で作成している場合と比較して、単純な計算ミスや集計ミスのリスクは格段に小さくなっている。したがって、会社の計算処理に関して、計算突合による手続を実施することの重要性は相対的に低下している。ただし、その一方で、会社のコントロール手続としても、コンピュータ処理による計算結果を検算する手続が省略されるとともに、計算処理過程自体がブラックボックス化して、手作業では検算できないケースが増加していることに留意する必要がある。

計算処理に係るプログラムの信頼性に関してコンピュータ監査専門家によってプログラムの開発・変更管理手続を検証する手続は重要であるが、コンピュータ監査専門家による検証手続では、特定の計算処理ロジックに関して、それが実際に機能した時点での計算結果を直接検証することはできないとともに、プログラム開発作業上の潜在的誤謬も無視することはできない。したがって、監査上特に重要な計算処理ロジックについては、計算突合を適用した手続を実施することが必要となる。

会計帳簿をコンピュータ処理によって作成する場合、計算突合の手続をコンピュータ利用監査技法を使用して実施することが効果的・効率的である。ただし、コンピュータ利用監査技法を使用する場合、再計算のためのプログラムの開発作業に多大な時間が必要となるケースがあるので、対象範囲の特定や実現方法について慎重に検討する必要がある。

通査

11. 通査は、一定期間又は特定部門等の取引記録の全体を目視により通覧し、異常点を抽出する手続である。手書きベースの会計帳簿であれば、筆跡や訂正の痕跡、記帳の順序等も含めた総合的な判断が可能である。コンピュータ処理された会計帳簿であっても紙に出力されたものであれば、対象とする帳簿全体の特定や取引パターンの把握は可能である。

これに対して電子帳簿の場合、画面上に表示できる範囲が限定されたり、画面操作上の機能の制約を受けるケースがあり、取引パターンを識別して、異常点を抽出する作業が紙ベースの会計帳簿と比較して効率的でないケースがある。

他方、会社の会計処理がコンピュータを中心に行われるようになると、従来の紙ベースの会計帳簿では記録されなかった取引の属性や証跡が、電子化されて記録されるケースが多くなり、これらの項目に着目したコンピュータ利用監査技法等を利用した通査によって、異常点抽出のための効果的な監査手続を実施できる環境が整ってきて

いる。

コンピュータ利用監査技法を利用して通査の手続を実施した場合の利点は多いが、利用に当たっては対象範囲及び実現方法について慎重な検討が必要である。

比較・比率分析

12. 紙ベースの会計帳簿の場合、監査人が比較・比率分析に必要な数値を監査調書に書き写して増減を計算したり、監査人のパソコン上の表計算ソフトにデータを入力して計算させることで分析を行ってきたが、電子帳簿システムの場合には、会社のシステムに用意された経営分析のための機能を利用する場合や、簡単な操作でデータを監査人のパソコンに取り込んで分析することが可能となる場合が多い。

電子化されたデータを利用して比較・比率分析を実施する場合、比較・比率分析を大きな集約単位だけでなく分析の結果をより小さな集約単位にブレイクダウンすることも容易な場合がある。また、過年度のデータや分析結果を每期蓄積することで、過去に溯った分析や過年度の分析結果の利用及び比較分析が容易となる。このように、電子化されたデータを利用して比較・比率分析を実施する利点は大きいですが、利用できる範囲が限定されていたり、利用する際の会社の負担及び監査人の作業負荷が大きい場合があるので、対象範囲及び実現方法について慎重な検討が必要である。

勘定分析

13. 勘定分析による監査手続は、特定の勘定科目に計上された取引に関して、相手勘定等により分類・集計などを行って、当該勘定の構成内容を把握して異常点を識別し、勘定記入や勘定残高の妥当性について、全般的に検証するために実施される。

紙ベースの会計帳簿を使用して勘定分析を実施する場合は、会社が用意している会計帳簿の様式を前提として、これを利用して監査人による目視又は別途パソコン等に入力して行うことになるため、分析の範囲及び方法に限界がある。

会計帳簿データを電子媒体の形で利用してコンピュータ利用監査技法により勘定分析を行う場合は、比較・比率分析と同様に効率的・効果的な監査手続が可能となる。ただし、比較・比率分析と同様に、対象範囲及び実現方法について慎重な検討が必要である。

一般の監査人とコンピュータ監査専門家との関係

14. 一般の監査人が実施する電子帳簿を利用した監査手続において、コンピュータ監査専門家の機能は、以下のように整理することができる。

(1) 一般の監査人が監査手続を実施する場合に、監査手続を有効かつ効率的に実施するための前提として必要な電子帳簿システムに関する情報提供機能

一般の監査人は、電子帳簿を使用又は対象にした監査手続を実施するに当たって、電子帳簿システムの構成・機能・処理内容の概要についての理解が求められる。こ

これらの情報収集については、コンピュータ監査専門家の支援を受けて実施することが、効果的・効率的になることが多い。

(2) 一般の監査人による電子帳簿を使用又は対象にした監査手続の結果得られる監査証拠の立証力を強化又は補完するための機能

一般の監査人は、電子帳簿を使用又は対象にした監査手続によって監査証拠を手するが、その証拠力を確かめるためには、コンピュータ監査専門家による電子帳簿システムの信頼性の評価及び情報システムの内部統制の有効性の評価が必要となる。

(3) 一般の監査人によるコンピュータ利用監査技法を利用した監査手続の実施及びその結果の評価をサポートする機能

電子帳簿上の会計データをコンピュータ利用監査技法を利用して監査手続を効果的・効率的に実施することが、非常に重要となってきたが、コンピュータ利用監査技法の利用に当たって、利用内容の検討、関与先との調整、初期設定、結果の評価について、一般の監査人がそれぞれに実施することは、作業負荷が大きく非効率となるケースが多い。したがって、コンピュータ監査専門家の支援を受けることが有効である。

一般の監査人が有すべきコンピュータ関連知識

15. 電子帳簿システムにおいて、コンピュータ監査専門家の支援を受けて監査を実施する場合も、一般の監査人は、電子帳簿システムの理解及び監査上の影響の判断においてコンピュータ監査専門家と協力体制を築くための知識並びにコンピュータ利用監査技法を利用するための知識が必要となっている。

補足説明

紙と電子媒体の比較

(1) 取扱いに関する事項

比較項目	紙	電子媒体
取扱いに当たっての専門性	媒体自体の取扱いに関して専門的知識は不要	専門的知識が必要
機器等への依存度	依存しない	特定の機器又はプログラム等への依存度が高い
データの受け渡し	人間が介在	人間は不要
取扱いの容易性	見読可能であるため、そのまま利用可能 追記及び抹線による取消も自由	見読不可能であるため、見読するためのツールが必要。追加・取消のためにもツールが必要
ミスの反復性ないしは連続性	人的又は物理的に防止が容易	コンピュータシステム的な対応が必要、かつ、発見の遅れ又は困難な場合が生じる
セキュリティーの必要性	災害盗難対策等の物理的対策で十分	災害盗難対策に加え、アクセス制御・不正データ処理防止等の電磁的対策が必要

(2) 記録された内容に関する事項

比較項目	紙	電子媒体
データ加工・編集	手間を要する	迅速
データの修正	手間を要し、かつ、痕跡が残る	容易、かつ、痕跡を残さず可能
二重帳簿の作成	非常に手間を要する、又は困難	比較的容易
作成者の特定	比較的容易	比較的困難
正本としての特定	容易であり識別可能	システム的な制御が必要であり、識別も困難

電子帳簿システムにおける会社のコントロール機能

16. コンピュータ処理によって会計帳簿を作成し、監査人がその処理結果を利用する場合、会計帳簿の正確性及び関係する会計数値の整合性並びにデータベース間の整合性をチェックするための会社のコントロール手続（手作業の手続を含む。）に関して、コンピュータ監査専門家の支援を受けながら検討し評価することが必要となる。

こうした会社のコントロール手続は、会計帳簿の信頼性を直接的に保証するものであるため、それが有効で十分に機能している場合には、監査手続の範囲を縮小することができる。したがって、会社のコントロール手続を理解し検証することによって、より効果的・効率的な監査手続を実施することが可能となる。ただし、コンピュータ処理に組み込まれたコントロール機能に依存する場合は、コンピュータ監査専門家に

よってその信頼性を評価する手続も必要となる。

電子帳簿システムにおける具体的なコントロールの仕組みは、これに係る監査技術ごとに以下のように整理できる。

証憑突合

17. 電子帳簿システムの場合、伝票処理にかかわる業務において、会計帳簿の正確性をチェックするための以下のような機能が、コンピュータ処理に組み込まれ又は手作業の手続として整備されているケースが多い。これらのコントロール手続が有効に機能している場合には、電子帳簿の信頼性、正当性が高いレベルで期待できるため、証憑突合を適用する監査手続の件数を減らすことが可能となる。

- (1) コンピュータへの入力を正確に行うことをサポートする機能
- (2) 入力データの正確性、完全性をチェックするための機能
- (3) 入力データによるマスターファイル（残高ファイル等）の更新に関して正確性、完全性をチェックするための機能
- (4) 電子帳簿システム上のアクセスコントロール
- (5) 電子帳簿システムの利用状況に関するモニタリング

帳簿突合

18. 会社のシステム内に組み込まれたコントロール機能として、システム内で関係するデータベース間の整合性チェックを、コンピュータ処理又は手作業処理によって定期的（日次や月次）に実施しているケースがある。その場合の会社の手続は、帳簿突合の手続と同じであるので、その内容及び有効性を評価することによって、帳簿突合の監査手続の件数を減らすことが可能となる。

計算突合

19. 計算突合を適用した監査手続を代替するような会社のコントロール機能は、通常期待できない。なぜなら、再計算のためのプログラム・ロジックを会社で作成する場合は、本番処理としてのプログラムロジックと基本的に同じになるため、検算したことにならないからである。

通査

20. 会社のコンピュータ処理において、異例データが入力され処理された場合に、システム上組み込まれたアラーム機能によって、チェックリストが作成されて、取引内容に応じた承認手続が履行されるようにコントロールしている場合がある。このような会社のコントロール手続は、監査人の実施する通査及び通査の結果抽出された取引データに対する処理内容の妥当性の検証手続の範囲と重なるものである。したがって、その具体的なチェックの内容、結果のリストとフォローアップの手続などを検討し、

会社のコントロール手続の有効性を検証することで、監査人による通査の手続の範囲を縮小できる。

比較・比率分析

21. 会社の電子帳簿システムにおいて、経営管理上の利用目的を考慮して、集約された数値で比較・比率分析した結果、把握された異常値の原因を特定するため、集約されたデータがドリルダウンされて個々の詳細データに遡れる場合がある。こうしたシステムの場合には集約された数値により分析した結果の検証が容易になる。

また、会社の経営管理手続として、予算比較や対前年比較等の比較・比率分析を行って、異常な数値等を分析するというモニタリング機能がある場合、監査上その内容・分析方法・分析結果の妥当性等を検討することが、会社の全般的内部統制手続の評価として重要である。

これらの経営管理手続が有効で信頼性が確かめられた場合には、会社の分析結果を監査上の分析的検討手続に利用できる。

勘定分析

22. 会社のコントロール手続として、特定の勘定残高等について、その計上内容をチェックする仕組みが組み込まれている場合がある。例えば、売掛金の年齢調べ表を本社が分散拠点での債権管理をチェックするために作成し、滞留債権に対するフォローアップの手続を規定している場合は、会社の年齢調べ表作成のロジックを聴取し、フォローアップの手続が適切であれば、その結果把握された債権管理上の問題を監査上のポイントとして利用し、売掛金の残高検証及び評価のための手続を軽減することが可能となる。

電子帳簿を利用した監査手続の対応方法

証憑突合

23. 証憑突合を使用した監査手続によって、会計記録の実在性、正確性及び正当性が検証される。

このうち、会計記録の実在性を検証するために会計記録と証憑書類を突合する手続は、従来の紙ベースの会計帳簿によって実施していた場合と変わりなく必要な手続である。

会計記録の正確性

24. 会計記録の正確性に関する会社のコントロール機能は、コンピュータ処理に依存する部分が多くなっているため、そのチェックの内容を把握し、特にチェックされない項目又は通常の入力チェックが働かない入力形態を識別し検証ポイントとすることが重要である。

(注3) 例えば、入力時にエラーとなったデータを修正して入力する場合、通常の入力時とは別の汎用的な入力画面やシステム部門による直接入力によって行う場合があり、その場合は勘定科目に関する制限や貸借バランスのチェックがないケースがある。

会計取引の入力の正確性を確かめるためには、従来のようにサンプル抽出された個々の会計データごとに実施するよりも、コンピュータ利用監査技法を使用した通査や勘定分析を適用した監査手続によって、異例取引を抽出することで全般的に確かめることが有効な場合がある。

会計記録の正当性

25. 電子帳簿システムにおいて、会計記録の正当性に関する会社のコントロール手続は、電子承認による方法、アクセス管理による制限、マスターファイル等にあらかじめ登録された情報との照合処理、が挙げられる。

会計取引にかかわる承認手続が、電子承認によって行われて、電子帳簿内のデータ上に承認履歴に関する記録が残されている場合は、コンピュータ利用監査技法を使用して、異常データを抽出し実証的に検証する手続が有効である。

承認手続に関する証跡が電子帳簿内のデータ上に十分でない場合は、正規に作成されたとされる電子帳簿上の会計データは、所定の承認手続を経たものとみなすこととなる。したがって、会計取引の入力・承認にかかわるコンピュータ監査専門家によるアクセスコントロールの検証が必要となる。また、直近での承認権限者等の設定状況に関する実証的検証が必要となる。監査人が、特定のユーザーの権限範囲に関して、オンライン画面上テストする方法も考えられるが、非常に限定された範囲での検証手続となり、効率的・効果的な監査手続ではない。

マスターファイル等にあらかじめ登録された情報との照合によって妥当性がチェックされている場合には、コンピュータ監査専門家の支援を受けながら以下のような手続を実施することが有効である。

- (1) 取引データの入力時のマスターチェックの機能及び例外処理の有無の把握とその妥当性について検証する。
- (2) 当該マスターファイルの登録・変更手続の妥当性及び当該マスターファイルに対するアクセスコントロールを検証する。
- (3) コンピュータ利用監査技法を使用して、例えば、売上傳票ファイルと取引先マスター等を突合することで、取引先マスターにない取引先及び取引先マスター上特別な扱いとなっている相手先を識別して、当該取引先に対する取引を抽出し、実証的な検証手続を実施する。

帳簿突合

26. 会計帳簿をコンピュータ処理により作成する場合、手作業で作成されるときよりも

転記作業にかかわる潜在的なリスクは低下しているが、各種の会計帳簿は、それぞれ様々な監査手続の基礎として利用されるので、会計帳簿の信頼性を検証する手続は必須であり、会計帳簿間の整合性という観点からこれを検証する帳簿突合の手続は省略できない。

電子帳簿システムにおける効果的な帳簿突合を考えるに当たっては、補助元帳及び総勘定元帳等の会計帳簿作成のプロセスを理解する必要がある。なぜなら、補助元帳及び総勘定元帳がコンピュータ処理されている場合でも、それぞれが全く別個のシステムやデータベースから作成され、しかもシステム間等の連携において人手を介している場合(補助元帳作成システムから出力された帳票をもとに伝票を人手で起票し、これを入力することにより、総勘定元帳作成システムへ反映している場合。これを「Aパターン」とする。)及び自動連携されている場合(「Bパターン」とする。)並びにERPパッケージのように一つの会計データベースから分類や集計の方法を変えて補助元帳及び総勘定元帳を出力している場合(「Cパターン」とする。)で、以下のよう異なるからである。

27. Aパターンの場合、人手が介在するため、その作業において転記誤りや入力誤りが発生する可能性があり、手作業によって転記されていたときと同様に、両者を突合し、会社の会計処理手続の正確性を検証する必要がある。

28. Bパターン及びCパターンの場合は、補助元帳と総勘定元帳の一致は、システム(データベースやプログラム)の正確性に依存している。

特にCパターンのように、一つのデータベースから補助元帳と総勘定元帳を出力している場合は、帳簿突合の手続は結果として全く同一の記録内容を突合することとなっているので、コンピュータ監査専門家が、システム変更管理手続をレビューすることで、帳簿突合の手続は省略できる。

(注4) 一つのデータベースから補助元帳と総勘定元帳を出力している場合も、それぞれ出力するためのプログラムは別々なのでそれらを突合することで、プログラムの正確性を検証することになるが、これは、転記の正確性の検証手続ではない。

29. Bパターンの場合、異なるシステムや複数のデータベースから、総勘定元帳や補助元帳が出力されているため、コンピュータ監査専門家によるシステムの正確性のレビュー及び変更管理手続のレビューを行うこととなる。ただし、その場合も環境の変化によりシステム設計時点で考慮していなかった事象の発生や、トラブル対応におけるミス等のリスクも考えられるため、監査人自ら補助元帳と総勘定元帳の一致を確認しておくことが必要である。

30. Aパターン及びBパターンにおいて帳簿突合を適用した手続を実施する場合には、コンピュータ利用監査技法によって、仕訳データを使用して、勘定科目別の分類・集計を行い、勘定科目別に合計残高試算表形式の集計表を作成し、補助元帳、総勘定元帳及び合計残高試算表等と突合することでができる。こうして転記の正確性及び関連

する勘定科目間の数値の整合性を同時に検証することが可能となる。

さらに、こうしたコンピュータ利用監査技法による計算結果と会社の会計帳簿データとの突合処理もプログラムに組み込んで実行すれば、効率性が大幅に向上する。

ただし、補助元帳、総勘定元帳のいずれか又は両者が電子帳簿申請されず、最終的には、紙に出力されたものが正規の会計帳簿となっている場合は、コンピュータ利用監査技法によって検証された電子データと正規の会計帳簿上の数値との突合を実施する必要がある。

31. 電子帳簿作成パターンごとの監査手続の違い及び考慮点は表のように整理することができる。

	帳簿間一致の源泉	一般監査人の手続	コンピュータ監査専門家の手続(注)	コンピュータ利用による帳簿突合
Aパターン (マニュアル伝票起票)	手作業の正確性	従来と同様に、総勘定元帳と補助元帳を手作業で突合する	該当なし	有効利用すべき
Bパターン (システム間自動連携)	システムの正確性	総勘定元帳と補助元帳を手作業で突合する。ただし、右記を前提としてその件数は削減できる	・ファイル間照合 コントロールのレビュー ・システム変更管理手続レビュー	有効利用すべき
Cパターン (一つのデータベースから作成)	該当なし(注)	右記を前提として省略できる	・システム変更管理手続レビュー	該当なし(注)

表注 : 一つのデータベースのデータ項目から、集計や分類を変えて複数の帳票を出力しているので、帳簿突合という手続が該当しない。

表注 : 上記の表では、コンピュータ監査専門家による手続は、帳簿突合に関連するものに限られているが、いずれの場合も、コンピュータ監査専門家による対象システムの信頼性のレビューが必要である。

計算突合

32. 計算突合を使用した手続を会社のオンライン画面上の機能として用意された集計機能によって行う場合には、こうした機能がシステムの信頼性に依存するため、コンピュータ監査専門家により当該処理機能及び変更手続並びに変更のあった場合の内

容を検証することが必要となる。

33. コンピュータ利用監査技法を使用して再計算する場合には、以下のような事項に留意する必要がある。

(1) 会社の計算処理ロジック及びパターンが複雑な場合や再計算のためにデータ加工が必要な場合は、コンピュータ利用監査技法によるプログラム作成作業に多大な時間が必要となるケースがある。

(注5) 例えば、売上に関連した取引として割戻し額の計算や販売手数料の計算において複雑なケースがある。このような場合には、基本的なパターンのロジックを組み込んで再計算し、例外処理に関しては、別途紙に出力して手作業計算によりサンプルベースでチェックすることが有効である。

(2) 会社の業務上変更の多い計算処理ロジックを再計算する場合には、コンピュータ利用監査技法による処理ロジックを每期見直すための作業時間を考慮する必要がある。

(注6) 会社の業務上、計算処理ロジックの変更が多く、しかもそれが複雑な計算の場合には、会社のシステム変更手続上のリスクも大きいため、コンピュータ利用監査技法の導入及び継続的な実施による検証手続が重要である。

(3) コンピュータ利用監査技法によって再計算した結果を会社の計算結果とコンピュータ処理によって突合し、不一致のみを出力して検討できるようにすることが、効率的な監査手続のために重要である。

(注7) 会計帳簿がコンピュータ出力帳票で電子帳簿でないケースでは、計算結果を計算書等のレポート上に出力するのみで、データベース等に計算結果を残さないケースがある。しかし、電子帳簿の場合は、電子化された情報として記録され利用できるため、こうした手続が可能となる。

通査

34. 電子帳簿の場合には、コンピュータ利用監査技法等によるコンピュータ処理によって、通査を実施するメリットは大きいですが、それぞれ実施に当たって以下のような事項に留意する必要がある。

対象の特定

35. 電子化されたデータを使用してコンピュータ利用監査技法等により通査を実施する場合は、通査の対象とするデータの範囲を特定し、網羅性を確認するために、最初に対象データを集計して試算表等と突合することによって、対象データの妥当性を検証する必要がある。

こうした手続のためには、試算表等と突合可能な取引明細データを揃えることが必要となる。したがって、例えば、売上高の計上データについて、特定の業務処理システムで処理されたデータだけを対象としてコンピュータ処理による通査を実施する

場合は、売上勘定の会計仕訳データを業務処理システム別に勘定分析を行って、通査の対象とした計上データの合計と一致することを確認する必要がある。

データの加工又は監査調書への直接利用による効率性の向上

36. 通査を適用した監査手続によって、会社の会計取引データ等から特定取引を抽出した場合は、監査人用のパソコンにダウンロードして、情報の付加及び並べ替えを行って監査調書として直接利用できるようにすることが、監査手続の効率化を図るために重要である。

抽出口ジックの繰越によるノウハウの蓄積と抽出条件の硬直化への対応

37. 電子化されたデータを利用してコンピュータ処理によって通査する場合のメリットとして、抽出基準をプログラム化して毎期実行することで、均質な手続とすることができる点があげられるが、以下の点に留意する必要がある。

紙ベースの会計帳簿を利用した場合には、通査の実施過程において当初想定していた事象以外の例外事項や異常データに気づくことが期待できる。

しかし、電子化されたデータを利用してコンピュータ処理で通査を行う場合は、あらかじめ一定のパターンを識別してから、検証対象とする条件を特定してコンピュータ処理することが必要となる。したがって、設定される条件が限定的なものとなるため、条件からはずれた取引の中に異常なデータがないことを勘定分析等の手続によって確認する必要がある。また、いったん設定した抽出条件によって継続的に通査を実施する場合も、会社の経営実態に対応させて見直せるように、勘定分析等の手続も継続する必要がある。

(注8) 新規の業務や会計処理については、経理部門等へのヒアリングによって把握できる場合もあるが、経理部門等では、新規の業務等が実際どれだけのボリュームとなっているのか等を的確に把握していない場合がある。したがって、通査の対象としている取引データをコンピュータ処理によって勘定分析することによって、従来と異なる取引パターンを識別し、その内容を会社に確認することによって把握する方法が有効である。

こうした見直しによって抽出条件を追加していくと、抽出される取引件数が増加することとなるが、抽出件数が多すぎると監査の効率性が低下するので、従来抽出対象としていた取引の監査上の重要性も見直して、抽出条件を絞り込むことも重要である。

試行錯誤での実施

38. コンピュータ処理によって通査を実施するために、抽出条件を設定するに当たっては、最初からピンポイントの条件設定による抽出を行うのではなく、事前に勘定分析等の監査技術によって識別したパターンに該当する取引について、抽出条件の範囲を広げて第一次的な抽出を行い、次にそこで抽出された取引内容の一部を通査して、異

例取引のパターンを識別し、それを次の抽出条件として再度コンピュータ処理することによって、監査上検証対象とする取引データを絞り込むことが有効である。

コンピュータ処理によって通査を実施する場合は、こうした試行錯誤を繰り返すことが重要である。

取引証跡の活用

39. 手作業で作成される会計帳簿では記録されない取引の証跡が、電子帳簿上に記録されている場合が多いので、通査の対象となる電子帳簿を構成するデータベースのファイルレイアウトを入手して、コンピュータ監査専門家の支援も受けながら記録内容を検討することが重要である。

データベース上のファイルレイアウトの中には、備忘記録として完全性が保証されていない項目や全く利用されていない項目もあるが、コンピュータ処理上のシステム要件として正確性がチェックされた上でセットされている項目の内、取引の属性等を把握する上で有用な情報に着目してコンピュータ処理による通査の手続を実施することが重要である。

比較・比率分析

40. 監査人自身が、電子データを入手してコンピュータ利用監査技法により分析する場合、監査人が行う判断を定量化してプログラム化して、効率的に実施するとともに、調査対象の絞り込み等のノウハウを蓄積することが重要である。

また、趨勢分析においては、パソコン上でグラフ化することで特徴を視覚化し直感的に会社の状態を把握することが有効である。

41. 会社の経営分析機能を利用して比較・比率分析を行う場合には、分類集計された数値の正確性を会社のシステムに依存することとなるため、その信頼性をコンピュータ監査専門家の支援を受けて検討することが必要になる。

勘定分析

コンピュータ処理による加工と分析

42. 電子化された勘定元帳データを使用してコンピュータ利用監査技法によりコンピュータ処理することによって、例えば、売上・売掛金勘定の勘定分析については、以下のような監査手続が実施できるため、より全般的及び実証的な検証手続として有効である。

また、これらの勘定分析の結果を每期蓄積することで、前回以前の分析結果の利用及び比較分析が可能となるとともに、新たな観点による分析について、過年度のデータを利用することによって、過去に遡った分析も容易である。

(1) 売上取引を計上部門別に集計して、営業部門以外で計上されている売上取引を把握する。また、計上傳票別に集計して、売上専用伝票以外で計上された売上取引を

把握する。これら異例取引に関する会社の処理手続を聴取し、サンプルテストによりその妥当性を確かめる。

- (2) 売上・売掛金勘定についてそれぞれの相手勘定ごとに貸借集計して、計上内容を分類し、異例の勘定科目に係る取引内容を聴取し、サンプルテストによりその妥当性を確かめる。
 - (3) 売上取引を計上金額の階層別の件数及び金額集計、及び取引先別に集計した上でその取引金額の階層別の取引先件数及び金額集計を行って、その分析により会社の営業状況を把握するとともに、重要な取引先との取引内容を聴取し、重要な取引のサンプルテストを行う。その際、売掛金残高の大きい得意先及び新規の得意先かどうかもチェックしておく。
 - (4) 売掛金残高について、請求日からの経過月数別に集計して、会社の管理資料と突合し、重要な滞留先を抽出して管理手続を聴取するとともに、重要な取引先の残高についてサンプルテストを行う。
 - (5) 売上高の取引明細ファイルを使用して、発生日付・勘定日付ごとに集約し、勘定月と異なる日付のデータの計上、月末日以降の勘定日付による計上データを分析する。それらの取引の計上方針や手続を聴取し、異常な計上取引を抽出しサンプルテストする。
43. 対象とする勘定元帳データ上の項目の範囲だけでなく、例えば売上ファイルや売掛金の残高ファイルに対して、得意先マスターに記録された得意先の属性情報を付加することで、関係会社や関連当事者とそれ以外、法人と個人等の区分別に分析することができる。
44. 会社のコントロール手続としての勘定分析の結果を利用する場合は、会社の作成している分析帳票について、監査人自身がその正確性を確認する必要がある。

以 上